

## 市有地先着順売却案内（現在募集中の物件）

市有地の公募売却・一般競争入札売払いにおいて、落札されなかった物件又は落札者が売買契約を締結しなかった物件（以下「不落等物件」という。）について、先着順で受付し、随意契約により売払いします。

### 1. 不落等物件一覧

物件番号	所在	地目	地積（㎡）	価格（万円）	備考
1	山川町1029番4 ほか2筆	宅地	204.61	274	
2	利保町二丁目7番4	宅地	318.04	489	
3	本城1丁目1512番5	宅地	198.95	517	
4	鹿島町640番2	雑種地	450.87	1,190	
5	鹿島町626番1	宅地	143.73	191	
6	山下町1073番1	雑種地	238.54	279	

- ・各物件の詳細は、物件調書をご確認ください。またご不明な点は、末尾の問合せ先にお問い合わせください。
- ・物件の有無は受付状況により変化いたしますので、必ず事前にご確認ください。

### 2. 申込み

#### (1) 申込期間

先着順に売却します。

なお、1つの物件に対し、同日中に複数の申し込み者がいた場合は、同着とみなし、くじにより受付順位を決定します。

#### (2) 申込時間

午前9時から午後5時まで（土日、祝日及び年末年始を除く）

#### (3) 申込先

足利市行政経営部契約管財課（本庁舎6階）

住所：足利市本城三丁目2145番地

電話：0284-20-2118

#### (4) 申込方法

以下の申込書類をご用意の上、申込先窓口にて直接お持ち願います。電話・メール・郵送での申し込みはできません。

区分	申込書類	備考
全ての方	普通財産売却申込書	足利市契約管財課ホームページからダウンロード可
	委任状（申し込みを行う方が代理人の場合）	
	暴力団等の排除に関する誓約書	
個人の方	住民票 （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	「申込日から3か月以内に居住地の市区町村が発行したもの」かつ「最新の内容のもの」（コピー可） 共有名義で申し込む場合は共有の方の分も必要となります
法人の方	履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本）	「申込日から3か月以内に取得したもの」かつ「最新の内容のもの」（コピー可）

#### (5) 申込資格

申し込み者は個人又は法人とします。また、共有（2名以上の個人）名義による申し込みも可能です。ただし、次のいずれにも該当しない方に限ります。

- ①未成年者、成年被後見人、成年被保佐人など、売買契約を結ぶ能力のない方（特別な場合を除く）。
- ②破産者で復権を得ない方。
- ③足利市税を滞納している方。
- ④市の公有財産に関する事務に従事している職員。
- ⑤暴力団、暴力団員及びその密接関係者。

### 3. 契約

#### (1) 契約期限

申し込み後、申込資格の審査を行い、売却することを決定した場合のみ「売却決定通知」を申し込み者に交付します（申込から概ね2～3週間程度）。

「売却決定通知」受領後、7日以内（土・日・祝日を除く）に売買契約を結んでいただきます。

#### (2) 契約当事者資格の確認についての同意

契約に先立って、申込資格を確認することに同意をしていただきます。

(3) 契約保証金の納付

契約日までに売買代金の10%以上の金額を、契約保証金として市が発行する納入通知書により納付してください。

(4) 契約の締結

契約にあたって、以下のものをご用意ください。

- ①契約保証金領収書
- ②収入印紙（契約書1通分）
- ③印鑑（認印可）

契約書は、市で用意します。

(5) 売買代金（残金）の納付

契約締結日の翌日から起算して60日以内に、売買代金（(3)の契約保証金を除いた額）を市の発行する納入通知書でお支払いください。

(6) 契約不履行

契約不履行により契約解除となった場合には、納入された契約保証金はお返ししません。

4. 登記等

(1) 所有権移転・物件引渡し

売買代金が全額納入された時点で市より所有権が移転します。

所有権移転をもって物件の引き渡しとし、物件は現況にて引き渡しとなります。

(2) 登記

所有権移転登記は市で行いますが、以下の書類が必要です。

- ①登録免許税（収入印紙もしくは登録免許税を納付した領収書原本）
- ②売買代金（残金）領収書
- ③住民票抄本（個人の場合のみ）

・共有で申し込んだ場合、共有者の方の分も必要となります。

5. 注意事項

次の事項に注意してください。

- ①売買物件は現状有姿での引渡しとなります。したがって土地に現存する全てのものを含むものとし、工作物の撤去・除草等の対応を足利市は行いません。
- ②現地説明会は行いません。現地は必ず確認し、売買物件の状況を確認してください。
- ③売買契約締結後、売買物件に数量の過不足、地中障害物その他瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

- ④各種供給処理施設（ガス・上下水道・電気等）の利用に当たっては、各供給機関と十分協議を行ってください。なお、利用に当たっては必要な工事等については、申し込み者が負担するものとします。
- ⑤物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電柱附属物等を含む）・支線・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者及び管理者にお問い合わせください。足利市ではこれらについて対応できませんのであらかじめご了承ください。
- ⑥物件調書は、申し込み者が物件の概要を把握するための参考資料となります。物件概要について、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
- ⑦物件に建築しようとする建物等によって、法律関係は異なりますので、申し込み者が関係する部署に事前に確認してください（希望する建物が建築できない場合があります）。
- ⑧申し込みができない方の応募であると判明した場合、その方の応募は無効となり、順位が次の方が繰り上がります。
- ⑨売買物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご注意ください。
- ⑩その他不落物件等の受付中止・終了に関する情報は市ホームページにて告知いたします。

## 6. 問い合わせ先

〒326-8601 足利市本城三丁目2 1 4 5 番地

足利市契約管財課財産管理担当

電話 0284-20-2118

電子メールアドレス [keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp](mailto:keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp)

### 〈参 考〉

契約にあたっての費用

#### ○印紙税額

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100 万を超え 500 万円以下	1 千円
500 万円を超え 1 千万円以下	5 千円
1 千万円を超え 5 千万円以下	1 万円
5 千万円を超え 1 億円以下	3 万円

#### ○登録免許税

不落等物件の固定資産税評価額（千円未満切捨て）× 1. 5 %（税率）  
＝税額（百円未満切捨）